

次世代自動車整備資金 Q & A

令和7年7月1日

山口県環境政策課

1 融資対象事業者・車両等

Q101 融資を受けられるのは誰ですか？

(個人)

次の要件のすべてを備えた者が、この融資を受けることができます。

- ・ 県内に住所を有する方
- ・ 自己資金だけでは資金の調達が困難である方
- ・ 県税及び個人住民税を滞納していない方
- ・ 事前に整備（納車）されていない方
- ・ 金融機関が定める審査基準を満たす方

(中小企業者及び組合)

次の要件のすべてを備えた者が、この融資を受けることができます。

- ・ 県内に工場その他の事業場を有すること（原則として当該事業を6箇月以上行っていること）
- ・ 自己資金だけでは資金の調達が困難である方
- ・ 事業税（事業税の課税がない場合は法人にあっては法人県民税、個人にあっては県市町民税）を滞納していない方
- ・ 事前に整備（納車）されていない方
- ・ 金融機関が定める審査基準を満たす方

Q102 これらに準ずるものとは、どのようなものが対象となりますか？

中小企業基本法上の「会社」に該当しないと解される以下のものが対象となります。

※中小企業庁HP内FAQ「中小企業の定義」より

- ・ 医者（医療法人）
- ・ 社会福祉法人
- ・ 特定非営利活動法人
- ・ 一般社団、財団法人
- ・ 公益社団、財団法人
- ・ 学校法人
- ・ 農事組合法人
- ・ 有限責任事業組合（LLP）

Q103 個人事業主は、個人と中小企業者のどちらに該当しますか？

中小企業基本法に規定する資本金（出資金）又は従業員の基準を満たしている場合は、中小企業者に該当します。

Q104 農家などは、中小企業者に該当しますか？

中小企業基本法に規定する資本金（出資金）又は従業員の基準を満たしている場合は該当します。 ※中小企業庁HP内FAQ「中小企業の定義」より

- ・ 農家（個人）
- ・ 農家（農業法人 ※会社法の会社又は有限会社に限る）
- ・ 医者（個人開業医）

Q105 融資利率は何%ですか？

融資利率は1.6%となります。（融資利率は今後、変更される場合があります）
また、取扱金融機関が定める保証料が別途必要です。保証料については、各取扱金融機関にお尋ねください。

Q106 融資の対象となる車種は何ですか？

燃料電池自動車、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車等（新車に限る。）

Q107 中古車の整備（購入）は、融資の対象となるのですか？

中古車の整備（購入）は融資の対象ではありません。

Q108 カーナビ等の付属品は融資の対象となるのですか？

車両購入時に合わせて整備するものについては融資の対象となります。
ただし、量販店等で別途購入し取り付けした付属品等は融資の対象になりません。

Q109 融資認定申請より前に整備（納車）した車両は、融資の対象ですか？

県からの融資認定通知を受ける前に整備（納車）した車両は融資の対象になりません。

2 国等の補助金との重複

Q201 国や県、市町の補助金を受ける場合でも、県の融資を受けることができますか？

公的補助金を受ける場合でも、県の融資を受けることができます。
その場合、融資の限度額は、整備に要する費用から、当該補助金額を差し引いた額（10万円未満切り捨て）となります。

3 融資認定申請（第1号様式）

Q301 「融資認定申請書」は、どこに提出するのですか？

融資を受けようとする以下の取扱金融機関へ提出してください。

<個人の場合>

中国労働金庫、東山口信用金庫、萩山口信用金庫

<中小企業者又は組合の場合>

山口銀行、もみじ銀行、西日本シティ銀行、東山口信用金庫、萩山口信用金庫、西中国信用金庫

Q302 融資金額は何円単位ですか。

融資金額は10万円単位です。

Q303 パソコンがないため、「融資認定申請書」等の提出書類を入手できないときは、どうすればいいですか？

取扱金融機関に問い合わせただくか、県環境政策課地球温暖化対策班(083-933-2690)に電話をして送付を依頼してください。

Q304 申請書類等に押印は必要ですか？

申請書類等への押印は不要です。

Q305 国等からの補助金は、整備後に交付を受けるが、融資の申込額から差し引く必要が
ありますか。また、補助金の額はどこに確認すればいいですか？

国等からの補助金を申請する場合は、整備費用から当該補助金額を差し引いた額が融資の
限度額となります（10万円未満は切り捨て）。

補助金については、それぞれの機関の窓口を確認してください。

国補助金 …… 一般社団法人次世代自動車振興センター（TEL：0570-666-205）

市町補助金 … 各市町

Q306 保証料は融資の対象になりますか？

保証料は融資の対象外です。

Q307 納税証明書はどのような証明書を添付する必要がありますか。また、古い証明書でも良いですか？

納税証明書は、以下の証明書の交付を受けてください。

(個人)

市役所(町役場) … 個人住民税の滞納がないことの証明

県 税 事 務 所 … 県税に滞納がないことの証明

(中小企業者及び組合)

県 税 事 務 所 … 事業税に滞納がないことの証明(事業税の課税がない場合、法人にあっては法人県民税、個人にあっては県市町民税)

(共通)

納税証明書は、交付日から3ヶ月以内のものを融資認定申請書に添付してください。

Q308 「融資認定申請書」を提出してから融資の認定の可否が決定されるまで、どのくらいの日数がかかりますか？

取扱金融機関の審査に要する期間に加え、県の処理期間(郵送に要する期間含む)が10日間程度かかります。

ただし、提出書類に不備等があった場合は、決定が遅れることもあります。

Q309 融資の認定を受けた後に、次世代自動車整備計画を変更したい場合にはどうすればいいですか？

「山口県次世代自動車整備計画変更承認申請書」(第5号様式)を取扱金融機関へ提出してください。なお、既に整備(納車)されている場合は、申請を受け付けられません。また、納期の変更など軽微な変更については当該申請書の提出は不要です。

4 整備届(第6号様式)

Q401 整備が完了して、「整備届」を提出する時期はいつですか？

次世代自動車を整備(納車)後、30日以内に県環境政策課へ送付してください。様式は、県から、融資認定通知書に添付してお送りします。